

第5章 地域づくり

第9条 地域主体のまちづくり

1 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動します。

地域主体のまちづくりに向けて、市民と市がするべきことを定めました。
市民の皆さんが取り組める「身近なまちづくり」はたくさんあります。
例えば…



2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域におけるまちづくりを振興するために、地域における課題の把握、相談機会の確保、地域間の調整、活動の支援、人材育成、費用の助成等必要な施策を推進します。

第10条 地域運営組織

1 市民は、一定のまとまりのある地域において、まちづくりに関わる組織として、地域運営組織を設立することができます。
2 地域運営組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、区、自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。

3 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。
4 市民は、地域社会の一員として、自主的に地域運営組織の活動に参加します。

市民による自主的なまちづくりを行うため、「地域運営組織」を設立できることを定めています。「地域運営組織」については、市民参画のもと、別に十分な議論が必要と考え、この条例では基本的な部分についてのみ定めることとしています。

第11条 民間非営利組織

自主的に公益性、非営利性、継続性を持つまちづくりに取り組む民間非営利組織（個人を含みます。）は、市、区、自治会、前条に規定する地域運営組織その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めます。

地縁型組織だけでなく、全市民的に特定の分野でまちづくり活動を行なっているNPOやボランティアなどの民間非営利組織についても役割を規定しています。

第6章 市政運営

第12条 総合計画

1 市長は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定します。

2 市長は、地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため、地域別計画を積み上げ、総合計画を補完します。

3 市長は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参画を求めます。

4 市長は、総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、必要に

じて検討及び見直しを行い、市民に公表します。

地方自治法では策定義務はなくなりましたが、総合的・計画的な行政運営の指針、長期的な展望を示すため、総合計画を策定することをこの条例で定めています。



第13条 財政運営

1 市長は、自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定するものとします。

2 市長は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 市長は、予算の編成及び執行について、その内容に関する情報を市民に提供するように努めます。

まちづくりを進める基盤となる市の財政運営のあり方について規定しています。
市長は、財源を確保した上で使途を決定し、これに基づき編成した予算は、市議会の議決・承認を得て執行します。

第14条 行政評価

1 市長は、効果的で効率的な市政運営を行うため、総合計画基本計画策定時等に行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映します。
2 市長は、前項の評価に当たっては、市民の参画を求めます。
3 市長は、第1項の評価の結果を公表します。

地方自治体をとりまく厳しい社会情勢を踏まえ、予算や人員を効果的に配分するため、市民参画のもとに行政評価を実施し、その結果について公表することを定めています。

第7章 条例の位置付け

第15条 条例の位置付け

1 私たちは、橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守します。
2 市は、条例、規則等を制定又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

条例には本来上下関係はありませんが、基本理念にあるまちづくりを進めるため、市民と市はこの条例を尊重し、遵守していく旨を規定しています。

第8章 条例の検証及び見直し

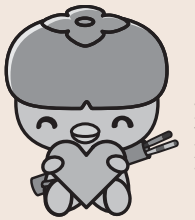
第16条 はぐくむ条例

私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直しながら、実効性のある条例となるよう育んでいきます。

第17条 はぐくむ委員会

1 市は、前条の検証及び見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会（以下「はぐくむ委員会」といいます。）を置きます。
2 市は、はぐくむ委員会に、市民の参画を求めます。
3 はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることがができます。

将来にわたって、この条例の趣旨に沿ったまちづくりを進めるため、必要に応じて見直ししながら、市民と市でこの条例をはぐくんでいくことを定めています。
また、そのために、「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」を設置することを規定しています。



条例の制定は「ゴールでなくスタート」！

市は、この条例に基づいて、市民の皆さんと一緒に協働によるまちづくりを進めます。市民の皆さんの役割は、自主的にまちづくりに参画することです。市民と行政それぞれが、この条例の内容や役割について意識しながらまちづくりに取り組むことが大切です。

「まちづくりに参画するって難しいな」と思うかもしれませんが、自分たちのまちに関心を持つことが第一歩です。一人ひとりの「身近にできるまちづくり」が、市全体のまちづくりにつながっていきます。

「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心・安全な生活をおくれるまち」を目指して、自分のできる身近なことから始めてみませんか。

出前講座を行います！

市では、来年4月の条例施行に向けて、市民の皆さんにこの条例についてもっと知っていただくために、出前講座などの実施を予定しています。条例について知りたいということがあれば、例えば会合やサークル活動の場などに出向き、条例のことをお話しますので、ぜひお声掛けください。

はぐくむ委員会について

はぐくむ委員会は、はぐくむ条例の実効性の検証および見直しについて会議を行います。

- ・ 学識経験を有する者
- ・ 公的機関及び公共的団体等に所属する者
- ・ 市民
- ・ その他市長が必要と認める者のうちから20人以内で組織されます。

4月からの条例施行に併せ、市民委員を公募する予定です。詳細は後日、市ホームページや広報はしもでお知らせしますので、ぜひご応募ください。

